

（ガス運送容器を備える自動車等）

第60条 昭和51年5月19日以前に製作された自動車（同日後保安基準第50条の2第1項の緩衝装置に係る改造又はガス運送容器の後面及び附属装置と同令第50条の2第1項の緩衝装置との間の間隔に係る改造を行ったものを除く。）については、同令第50条の2第2項の規定は、適用しない。